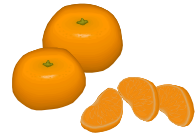


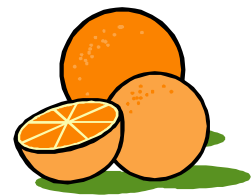
みかんの訪問販売にご注意!



東日本大震災以降、みかんなどの訪問販売に関する相談が増えています。契約者は高齢の女性が大半を占めています。生鮮食料品の訪問販売は、平成 21 年 12 月より、「特定商取引法」の規制対象になりましたが、販売業者名や連絡先がわからない場合が多く、被害回復が難しい場合がほとんどです。

<事例> 自宅に男性がやって来て「東日本大震災の被災地から来た。1Kg800円のみかんを買わないか」ともちかけられ、5,000円札を出したらみかんだけを渡し、おつりを渡さず立ち去った。食べてみたが美味しくない。書面は交付されておらず、連絡先もわからない。

<事例> 自宅を訪れた男性に「千円札10枚を一万円札に両替してくれないか」と言われて、両替をした。その男性はみかんを勧めてきたので、試食した。「1Kg1,400円」と言われたので、1Kg だけ注文した。しかし、10Kg 入った箱を出され、14,000円を請求された。「家族が少ないのでそんなに食べることはできない」と何度も断ったが、押し切られてしまった。販売業者の名前も連絡先もわからない。



☆☆☆消費者へのアドバイス☆☆☆

- * 玄関のドアを開けたり、試食をしたりすると断りにくくなるので、ドアを開ける前にまず訪問の目的を確認し、必要がなければきっぱりと断りましょう。
- * 「買う」という返事をする前に、値段や品質をよく確認しましょう。
- * 訪問販売で生鮮食料品を購入した場合、クーリング・オフは可能です。
- * 業者名や連絡先がわからない場合は、クーリング・オフは困難です。
- * 安易に契約しないようにしましょう。
- * トラブルに遭ったら、消費生活センターにご相談ください。
- * 高齢者がトラブルに巻き込まれないように、周囲の方は見守ってください。